

議案第1号

第2次つくばみらい市総合計画基本構想

第2次つくばみらい市総合計画基本構想を別紙のとおり策定したいので、つくばみらい市総合計画条例（平成27年つくばみらい市条例第39号）第7条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片庭正雄 印

提案理由

つくばみらい市総合計画の計画期間が平成29年度で終了するため、2018年度（平成30年度）から2027年度までの計画期間を10年間とする第2次つくばみらい市総合計画基本構想を策定するに当たり、つくばみらい市総合計画条例第7条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

第2次つくばみらい市総合計画の基本構想

つくばみらい市

議案第1号-2

第1章 まちづくりの基本理念と将来像

『まちづくり』とは、道路や公園、建物の整備に関する内容だけでなく、社会・経済・文化・環境など、生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含めた暮らしを創っていく過程をいいます。ここでは、そのプロセスを支えるための基本的な考え方と将来の方向性を表しました。

1 まちづくりの基本理念

本市は、自然に恵まれた環境の中で、豊かな暮らしのある住環境を大切に守ってきました。

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、本市においては新しい市街地の開発とともに人口は増加し成長を続けていますが、長期的に見ると人口減少は避けられず、低成長でも持続できるまちづくりを進めていく必要があります。

また、人々の価値観は、量より質、物より心の豊かさを重視する方向へと変化し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

これから的新しい時代に向けて、市民誰もが本市で幸せに暮らすことのできるまちを実現するために、まちづくりの基本理念を次のように定めます。

市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり

「より良い暮らし指標（Better Life Index:BLI）」（OECD*（経済協力開発機構））によると、日本人の生活満足度は先進国の中では下位のランキングにあることが指摘されるなど、ライフスタイルが多様化・高度化する中で、質的・精神的な充足が求められています。本市においても市民一人ひとりが幸せを感じられる質の高いまちづくりを進めます。

持続可能なまちづくり

人口減少・少子高齢化の時代が現実のものとなる中、主役である市民がライフスタイルに応じて安全で快適に働き、生活し、楽しみ、学ぶことができる豊かな社会が継続できるよう努力していくことが求められています。

地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤を充実させていくながら、社会・経済・環境の面から持続可能を前提としたまちづくりを進めます。

個性豊かなまちづくり

地域間競争や都市間競争などが言われている時代の中で、個性を持ったまちとして価値を高めていくことが必要になります。本市が持つ様々な魅力を生かした個性豊かなまちづくりを進めます。

2

将来像

本市は、都心から40km圏に位置する首都近郊のまちとして、この豊かな自然環境を大切にしながら、市民生活の利便性を高める様々な施策を展開してきました。2006年（平成18年）3月に「つくばみらい市」が誕生してから10年を過ぎた現在、全国の中でもトップクラスの人口増加率を誇る成長力の高い自治体として注目されるなど、これまで取り組んできたまちづくりの成果が目に見えて表れてくるようになりました。

これは、行政だけでは成し遂げられず、市民の人たちの努力と協力があったからこそ成し得た成果です。「つくばみらい市」として誕生して10年。このまちは、まだまだ大人になり切れていない成長過程の段階にあります。これからも、市民や様々な団体の方々と協力しながら、夢や目的を共有し、すべての人が、生きがいを持って、いきいきと輝き、笑顔があふれる“元気”なまちづくりを目指します。

しあわせと笑顔あふれる

みどりがつなぐ“みらい”都市



第2章 まちづくりの将来指標

将来像を実現していくための指標として、目標年次における将来の人口の見通しと市民の幸福の度合いを指標化した幸福度（＝しあわせ指標）を設定しました。

1 まちづくりの規模（人口指標）

我が国の人囗は、出生率の低下を背景として、2008年（平成20年）以降減少傾向にあり、今後も減少が進むと見込まれています。そのような中、本市においては、2005年（平成17年）にみらいのまち開きが行われて以降、住宅開発などによって人口は大きく増加しています。2015年（平成27年）には49,643人となるなど、2005年（平成17年）以降の10年間で見ても約20%増となる10,000人近い人口増加を示しています。

今後も、人口増加の好循環をさらに質の高いものとしながら、時代にふさわしいまちの姿を見定め、まちづくりの大きなエネルギーを継続的に生み出していくことが重要です。

そして、市民生活の利便性の向上や就業の場の創出を図りながら、10年後の2027年には人口53,200人を目指して、まちづくりのデザインに基づく施策を展開してまいります。

2027年における人口の見通し：53,200人



資料 国勢調査(各年10月1日現在)
注)2005年(平成17年)までは、旧伊奈村(町)と旧谷和原村の合計。

2 まちづくりの質（しあわせ指標）

本市は、首都近郊にあって都心部にはない豊かな自然環境と調和した居住環境があることが魅力となっているまちです。このようなまちとしての魅力を生かしながら、市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていくためには、市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくりを進めていくことが重要です。

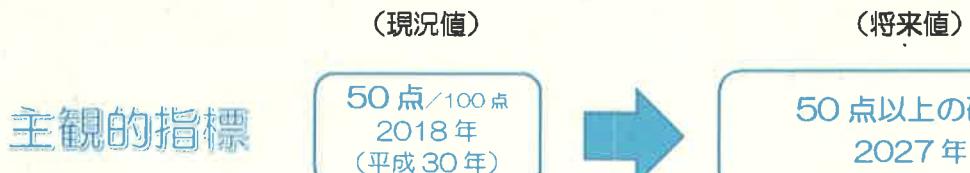
そのため、本計画においては、市民が抱く住みやすさや幸福感について、アンケート等から指標化した「主観的指標」や統計的データ等から指標化した「客観的指標」のレベルを確認しながら、基本計画における個別分野の目標値の達成に向けて着実に取り組み、日々の暮らしの中での市民一人ひとりの幸福感が高まるまちづくりを進めていくものとします。

まちづくりの質（しあわせ指標）の目標

本総合計画においては、幸福感を表す尺度（モノサシ）の設定に取り組むとともに、つくばみらい市の幸せづくりの進み具合を確かめながら「しあわせ」レベルを高めるまちづくりを推進します。

目標 市民一人ひとりが「しあわせ」に感じる意識の拡大を図ります。

ライフステージや生活全般において市民の感じる全体的な幸福感を表す指標（主観的指標）をアンケート等から設定し、その成果について確認しながら、つくばみらい市民の「しあわせ」レベルが高くなるまちづくりを目指します。



目標 地域や社会において「しあわせ」を育む環境の拡大を図ります。

市民の幸福感に影響を与える環境について統計的データ等から指標化（客観的指標）し、その成果について確認しながら、地域や社会において「しあわせ」を育む環境のレベルを高めるまちづくりを目指します。



第3章 まちづくりのデザイン

市民の暮らしを豊かにするまちづくりのデザインを「グランドデザイン」「ライフデザイン」「ソーシャルデザイン」の3つの柱で示します。

1 グランドデザイン（土地利用構想）

（1）グランドデザインを進めていく上での考え方（テーマ）

本市では、2005年（平成17年）にみらい平のまち開きが行われて以降、都心からのアクセスが飛躍的に良くなつたことを背景として、つくばエクスプレス沿線の発展とともに都市機能の充実が図られてきました。今後は、これらの都市的機能のさらなる充実を図るだけでなく、個性的な地域資源（水・緑・文化・産業等）との連携など、いかに効果的に活用していくか、機能性をどのように高めていくかが重要となります。

そのため、下記のテーマを掲げながら、個性と魅力を高める「地域（面）」の形成を図るとともに、活力あるまちを創り豊かな暮らしを彩る「拠点（点）」の配置、都市構造を支える「ネットワーク（軸）」の配置によるまちづくりを展開し、まち全体としての総合力の強化を図っていきます。

| | |
|-----|---|
| テーマ | 都市は施設の充足から質的拡充へ… 豊かに暮らし続けられる市民の舞台づくり |
|-----|---|

（2）グランドデザインの方向性

①個性と魅力を高める「地域（面）」の形成

a.都市的利用地域

住宅地をはじめ工業・商業機能など様々な都市機能を担う市内の市街化区域*のエリアを都市的利用地域として位置づけます。これまで蓄積された都市のストックを生かしつつ、都市機能の複合化・多様化に柔軟に対応しながら、各拠点の持つ役割や特性を引き出す土地利用を進めることにより持続性のある市街地を形成します。

b.集落・緑地環境地域

平地林や畠地、集落などが点在する丘陵地を集落・緑地環境地域として位置づけます。無秩序な開発を抑制しながら、周囲の畠地や平地林等の自然環境と調和した土地利用に努め、丘陵地の自然環境と調和した緑豊かなうるおいある環境の形成を図ります。さらに、道路や水道・排水等の維持、日常生活に必要な機能・サービスの確保など、既存コミュニティの維持・活性化に向けた生活環境の改善や生活利便性の向上を図ります。

c.集落・田園環境地域

小貝川と西谷田川沿いの低地部一帯の地域を集落・田園環境地域として位置づけます。無秩序な土地利用や開発を抑制しながら、優良農地の保全・育成に努め、農業生産環境と調和した緑豊かな集落・田園環境の形成を図ります。さらに、道路や水道・排水等の維持、日常生活に必要な機能・サービスの確保など、既存コミュニティの維持・活性化に向けた生活環境の改善や生活利便性の向上を図ります。

d.環境保全地域

小貝川・鬼怒川・西谷田川沿いの河川緑地などについては、牛久沼も含めた一体的な自然環境と捉えながら、生物多様性にも配慮した自然生態系の保全に努めるとともに、水辺環境を生かした憩いやうるおいの場となるよう市民の交流空間としての活用を図ります。

②活力あるまちを創り、豊かな暮らしを彩る「拠点（点）」の配置

a.都市交流拠点

みらい平駅周辺の市街地を都市交流拠点として位置づけます。本市の“みらい”を牽引するまちづくりの先導地域となるよう、暮らす・働く・学ぶ・憩うといった多様な都市機能の高度化に努めながら、様々な人々が交流し、にぎわいと活気にあふれた魅力ある拠点の形成を図ります。

b.地域交流拠点

小綱駅周辺の市街地を地域交流拠点として位置づけます。近隣都市を結ぶ道路・交通基盤を下地として、さらに都市間の連携性を強めながら、居住・流通・業務機能の強化により、利便性と暮らしやすさが調和した市街地の形成を図ります。

c.地域生活拠点

谷井田地区や伊奈東地区の市街地を地域生活拠点として位置づけます。谷井田地区については、身近な生活圏域の中で必要な施設や機能の維持強化に努めながら、周囲の自然環境と調和した暮らしのための諸機能が集約された市街地の形成を図ります。伊奈東地区については、みらい平駅周辺の市街地との近接性を特徴に、郊外の緑豊かな環境で暮らしたいという居住ニーズに適した住宅地として住環境の質的向上を図ります。

d.複合産業拠点

市内において工業系土地利用を図っていくエリアを複合産業拠点として位置づけます。本市の活力を支える産業活動の場として、また市民の就業の場として充実に努めながら、地域の魅力や活力を高める拠点形成を図ります。

特に、福岡地区の工業団地の整備については、新たな企業誘致を促進するため、市街地開発事業として土地区画整理事業*を行い、優良企業の誘致に努めます。さらに、歴史公園周辺についても複合産業拠点として位置づけ、映像関連産業の誘致など新たな時代を牽引する成長産業の誘致を図ります。

e.スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点

総合運動公園、城山運動公園及び総合福祉施設きらくやまふれあいの丘をスポーツ・レクリエーション等活動交流拠点として位置づけ、市民の憩い場やスポーツ・レクリエーションの場として、さらに市民同士の文化的交流を育む場としても充実を図ります。

f.行政拠点

伊奈庁舎・谷和原庁舎周辺を行政拠点として位置づけ、今後も、行政運営の中枢機能を充実させていきながら、市民生活を支え、行政サービスの中心的な拠点として機能強化を図ります。

③都市構造を支える「ネットワーク（軸）」の配置

a.幹線道路ネットワーク

常磐自動車道の谷和原インターチェンジから谷田部インターチェンジ間にスマートインターチェンジの設置を引き続き推進するとともに、本市と他の地域を結ぶ広域幹線道路*や市内を連絡する地域幹線道路*については、自動車や自転車、歩行者などの移動空間としてスムーズな交通流動性※に配慮するとともに、各拠点の連携をさらに強化できるよう、目的地への到達性※の向上に努め、道路ネットワークの充実を図ります。

※交通流動性：一人ひとりが徒歩や車などの交通手段を用いて、あらゆる目的・種類による移動の流れのこと。

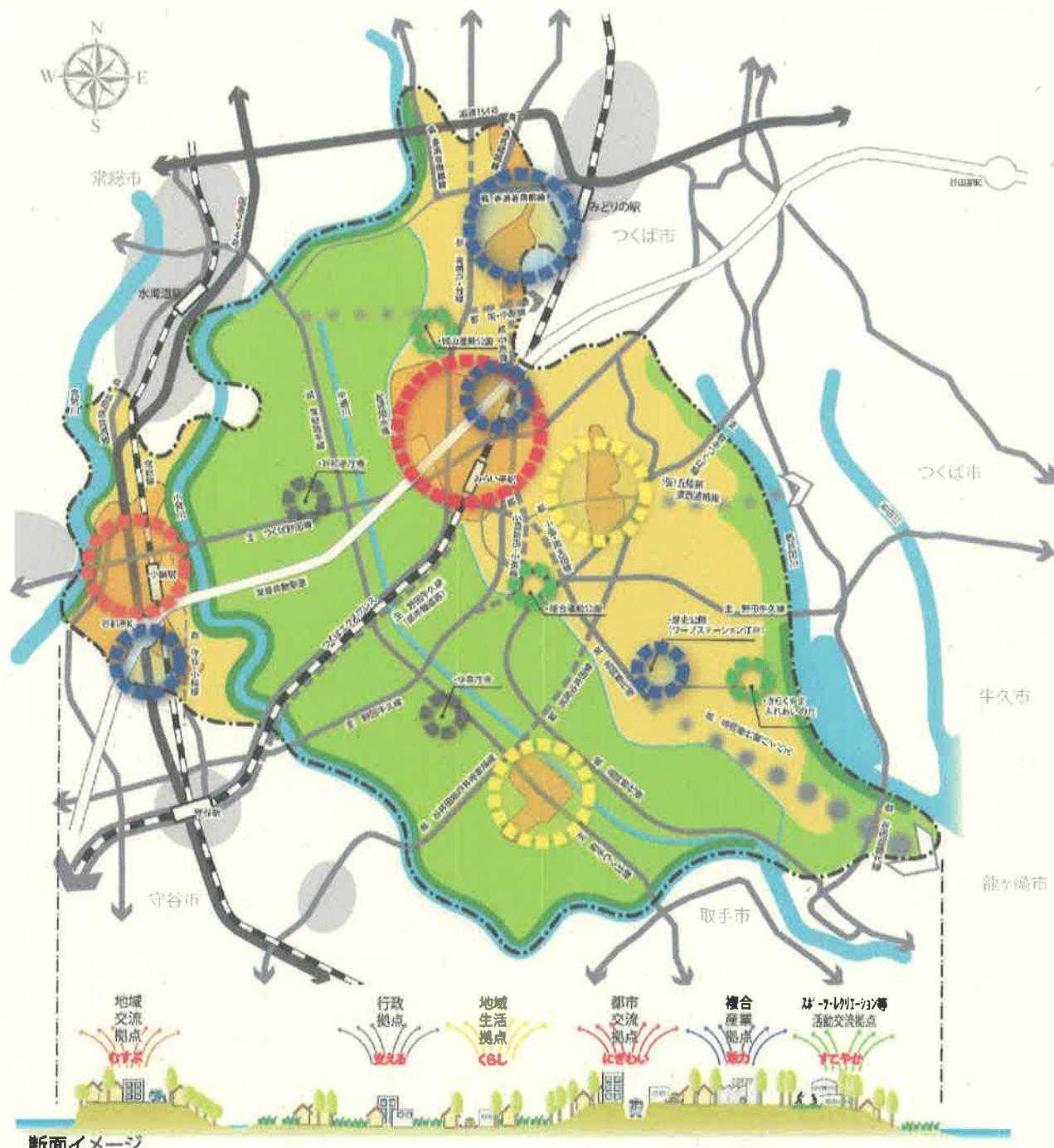
※目的地への到達性：最終的に辿り着きたい場所への行き着きやすさのこと。

b.公共交通ネットワーク

鉄道駅など交通結節点へのアクセス性の向上やターミナル機能の強化等に努めるとともに、鉄道やバス、タクシーなど地域全体における公共交通網の構築を進め、交通体系の強化を図ります。



土地利用構想図



断面イメージ

凡例

----- 行政区域界 ----- 自動車専用道路 ----- 国道

—— 鉄道

—— 河川

—— 県道

—— 都市計画道路

—— 市道・都市計画道路

(---は計画路線を表す)

(****は情報路線を表す)

■ 都市的利用地域

■ 開拓・緑地環境地域

■ 開拓・田園環境地域

■ 環境保全地域

■ 近隣自治体市街地

○ 都市交流拠点

○ 地域交流拠点

○ 地域生活拠点

○ 複合産業拠点

○ スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点

○ 行政拠点

2 ライフデザイン（暮らしづくり構想）

(1) ライフデザインを進めていく上での考え方（テーマ）

市民がそれぞれのライフスタイルに応じた豊かな暮らしを享受するためには、これまでの行政任せでは充実したきめ細かなサービスは望めません。

これから市民の福祉・医療といった安心な暮らしや、一人ひとりの子どもに応じた教育を支えていくには、自治体（公共機関）・コミュニティ（地域社会）・非営利の組織（新しい公共）・市場（民間企業）が役割分担し、連携・協力をしていく必要があります。

そのため、下記のテーマを掲げ、市民の暮らしを豊かにするまちづくりを進めます。

| | |
|------------|-------------------------------------|
| テーマ | 市民一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現 |
|------------|-------------------------------------|

(2) ライフデザインの方向性

①公共運営のパラダイムシフト*（多様な主体の連携によるサービスの最適化へ）

これから公共運営は、行政がすべてを担うということではなく、社会の変化に合わせた見直しが必要となります。そのためには、行政がこれまで有してきた考え方やシステムのみに頼るのではなく、民間企業やNPO*等との連携をはじめとした新たな発想や考え方の転換が必要であるといえます。

市民一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現のために、公共=行政という発想を転換し、市が提供している公共サービスをコスト・スピード・質など様々な点から検証し、より良いサービスの形を目指していきます。

②民の経済の力を活用した新たな公共運営の仕組みの構築

今の行政サービスのシステムは、現代の複雑化するニーズや高度化する社会サービスの状況に合わなくなりつつあります。税金に頼る行政サービスのモデルは、今後の低成長社会の中においてはサービスの質の担保が難しい状況にあることから、これらのシステムの再構築が求められています。

そのため、税財源に頼ることなく、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、地域の経済成長を促す手法を展開していくことを主眼に、新たな公共運営の仕組みの構築を進めます。

③権限を委譲する“任せる”行政システムへの転換

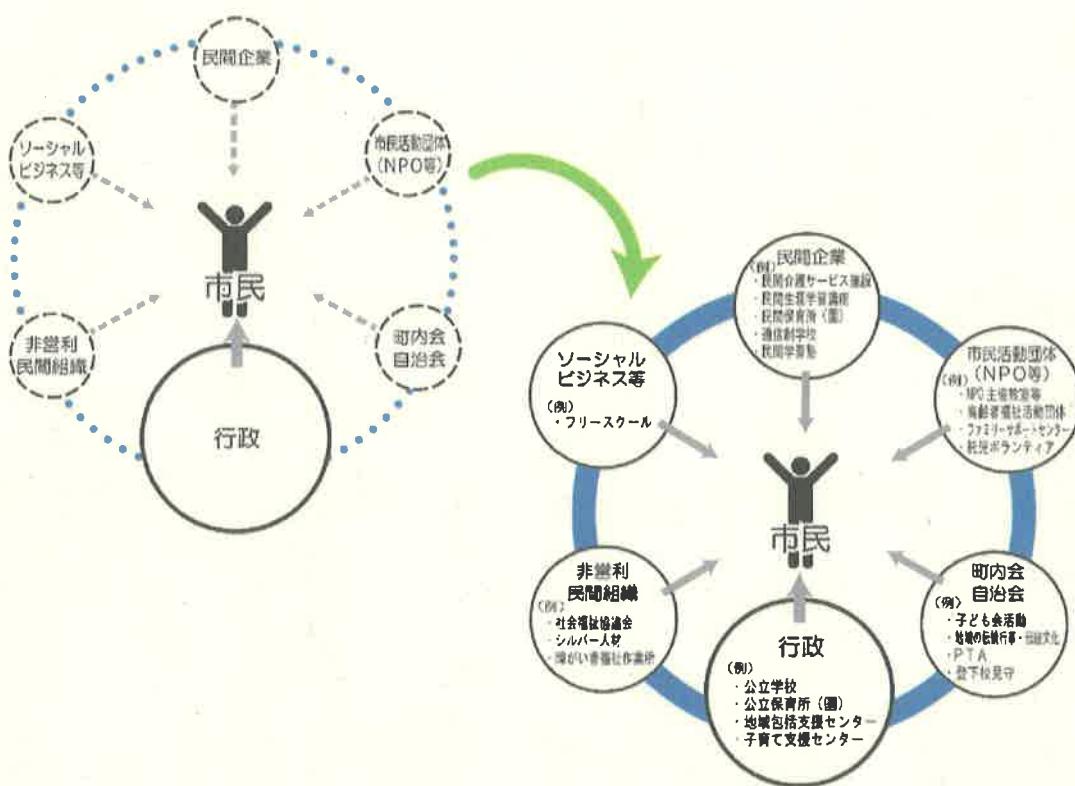
近年、地方分権改革や地域主権改革などに代表されるように、国と地方の関係においても基礎自治体への権限委譲の流れが進んできています。「住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」との観点から進められているのですが、さらに市民の細かなニーズに対応していくためには、行政が担ってきた権限を、身近な地域で活動している団体や組織、多様なニーズに応えることのできる民間事業者など地域や民間へと委譲し、“任せる”行政システムへの転換を図ります。

④新たなアイデアを生み出す“場”や“機会”的提供

行政だけでは解決できない課題も、多様な主体との協力により、新たな解決手法を編み出したり、新しい価値を創造することが可能となります。

市民の様々な「やりたい活動」を「実行」に変えていくためには、民間事業者や市民団体などが協力し合い、オープンデータなどを使って地域の課題を解決する新たなイノベーション*を生み出す場を構築するなど行政によるコーディネート力を高め、連携・協力していく輪の拡大を図っていくための“場”や“機会”的提供を進めていきます。

■市民のライフスタイルを支える様々な主体のイメージ



3 ソーシャルデザイン（地域社会づくり構想）

（1）ソーシャルデザインを進めていく上での考え方（テーマ）

人々のライフスタイルが多種多様となってきた現在、これまでの自治会や子ども会、青年会といった地縁型コミュニティだけではなく、趣味や共通の目的を持った人々の集まりであるテーマ型コミュニティの形成も活発になっています。

身近な地域の課題や問題を解決するには、地域住民の連携・協力が必要です。今後は、地域に密着した地縁型コミュニティと広域なつながりを持つテーマ型コミュニティが相互に協力・補完し合い、新しい地域社会を育む体制を創ることが必要となります。

これから地域社会においては、市民が主体的に地域活動や行政活動に参加し、行政を主体としてきた地域の課題解決の仕組みから脱却し、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる新しい地域社会づくりを目指していく必要があります。

そのため、下記のテーマを掲げ、市民と共有しながら新たな地域社会像の具現化に取り組んでまいります。

| | |
|-----|-----------------------|
| テーマ | 市民が主体的に参加する新たな地域社会づくり |
|-----|-----------------------|

（2）ソーシャルデザインの方向性

①地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの連携

一般的に地域社会においては、より良い地域づくりに向け重要な役割を担っている自治会などの地縁型コミュニティと、特定の課題に対し、専門性や機動性などを持って活動する市民活動団体でありテーマ型コミュニティとも呼ばれる団体があるとされています。

成長期のみらい平地区と成熟期を迎える既存地区とでは、コミュニティ形成の熟度も違いがあり、前者はテーマ的に活動する場合が多く、後者は地縁的つながりによる活動が多いのが特徴です。しかし、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティとでは、その活動範囲や特性に違いはあるものの、共により良い地域づくりに向け課題や問題の解決に自主的に取り組んでおり、お互いの活動の中での思いや目的を共有できる部分・重なる部分が比較的多く見られます。

今後は地縁型活動（縦糸）とテーマ型活動（横糸）の特性を生かしながら、より豊かな市民社会を織りなしていくことが重要です。そのため、活動の目的や思いを共有できる団体同士が協力し、それぞれの強みとノウハウを生かせる環境をつくります。

②地縁型コミュニティの特徴を生かした取組の充実

地縁型コミュニティは、一定の地域の中で生まれ育ったり、移り住んだ人たちの集まりであったりしますが、基本的には地域など住む場所に規定された共同体ともいえます。一般的には行政区や自治会など、最も身近な共同体として、慣習的に助け合いと一定の決まりの下で地域社会を運営しているのが特徴です。しかしながら、地縁型コミュニティは、一定の地域に規定された共同体でもあるので、活動の固定化による活力の停滞が心配されるほか、人口減少や高齢化等により活動自体が縮小する懸念があります。

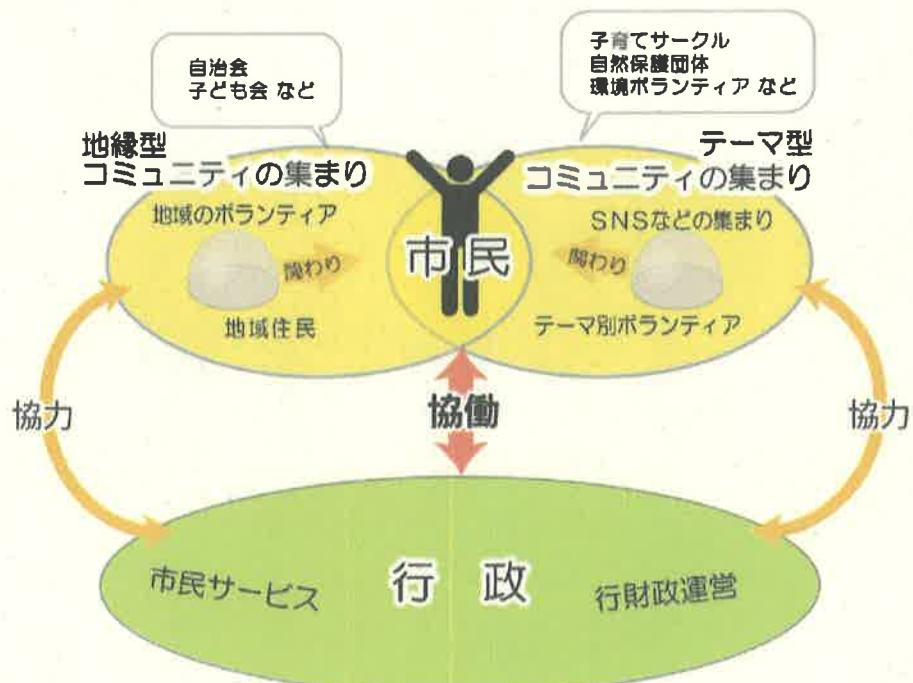
そのため、地縁型コミュニティ同士の交流や合同による取組の拡大、さらに女性や若者、子どもたちのアイデアなど新しい発想や企画力による活動の活性化を図りながら、一般的に地域の中で縦型の序列で活動されがちな風土から横型のフラットな関係での活動も許容する風土づくりにも留意し、これまでのしきたりに囚われない新しいカタチの地縁型コミュニティの構築に努めます。

③テーマ型コミュニティの特徴を生かした取組の充実

テーマ型コミュニティは、特定の地域課題に関心のある住民などが自発的に組織して活動する団体であり、NPO*法人やボランティア・グループなど、一般的には公益的な目標を持つ団体を指します。一定のテーマに賛同した有志の集まりであり、専門的な知識や経験を持ち、向上心も高いのが特徴です。社会を良くしようと、それぞれの理念と目標を持って結成されたテーマ型コミュニティにおいては、行政の手が行き届かなかった分野においても効果を發揮していることが多く、行政主導ではない「自発的」「主体的」な活動をさらに引き伸ばしていく視点が重要となります。

そのため、行政のみならず、市民や地域、事業者等が、その役割を理解し、物心両面において活動を支援していきながら、行政側においても、これらの活動組織が持つ課題などを共有し、一緒に取り組んでいく体制づくりを進めます。

■市民が主体的に参加する地域社会のイメージ



第4章 まちづくりの基本目標

本市の「まちの将来像」を実現していくために、3つのまちづくりの目標を掲げ、その目標を達成するための施策の方向性を示します。

1 市民目線に立った質の高いまちを創る

これまでの「便利な施設がある」というハード自体の「モノ」を充実していくまちづくりから、「便利で暮らしやすくなった」という情緒「コト」を充実していくまちづくりへと転換を図り、地域の暮らしに適した市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていく都市を目指します。また、利便性の高い都市部と豊かな自然に囲まれた農村部の両方の魅力を生かしたまちづくりを目指します。

土地利用／交流拠点・地域拠点／環境／公園・緑地／河川／農業／工業／商業／映像関連産業／道路／公共交通／上水道／下水道・農業集落排水施設／生活環境／住環境／循環型社会

2 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

持続可能なまちづくりの実現に向けて、市民一人ひとりの暮らしを大切にした地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤の充実を目指します。また、安心な暮らしに向けた社会インフラとしてニーズが高い福祉や医療の分野、一人ひとりにきめ細やかな対応が求められる学校教育の分野、市民ニーズに即したメニューが求められる生涯学習の分野など市民のライフスタイルを下支えする役割を持つ政策や施策については、行政サービスの適正さに配慮し、市民ニーズを意識した展開を目指します。

子育て支援／幼児教育／学校教育／青少年健全育成／健康づくり／医療／生涯学習／スポーツ・レクリエーション／消防・防災／危機管理体制／防犯・交通安全／高齢者福祉／障がい者福祉／地域福祉／社会保障

3 連携や協力によって支え合う社会を創る

これまでの行政主導型から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働型へと転換する仕組みを整備し、政策形成能力の高い機能的でコンパクトな行政経営を目指します。また、転入住民と在来住民の相互理解の下に自治会等の地縁的な活動組織やNPO*など市民活動を行っているテーマ型活動組織など多様な主体が連携・協力し合う協働関係の構築を目指します。

人権／共生社会／男女共同参画／地域コミュニティ／文化振興／観光／地域交流・国際交流／市民活動／広報・広聴／情報公開／個人情報の保護／行財政運営／広域行政